大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項及び第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和８年11月16日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

吹田市江坂町四丁目50番11

（仮称）ニトリ江坂店

２　法第５条第３項の規定による公告をした日

令和８年５月26日（令和８年大阪府告示第713号）

３　意見の概要

(1)　吹田市の意見の概要

ア　店舗周辺道路における路上駐車及び路上駐輪並びに交通渋滞の防止に努めること。

イ　地元住民と協議した内容について取り組むとともに、竣工後も適切に対応すること。

ウ　荷さばきを行う車両が周辺道路に待機駐車しないよう、荷さばき業務を計画的に行うこと。

エ　交通誘導員の配置等により、駐車場出入口等における歩行者等の安全確保に努めること。

オ　騒音について、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。

カ　ごみ置場の構造及び面積について、吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づき適切に対応すること。

キ　産業廃棄物の処理について、吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例に基づき適切に対応すること。

ク　一般廃棄物の処理について、吹田市の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託すること。

ケ　廃棄物の発生の抑制及び分別排出に取り組み、環境に配慮した事業を推進すること。

コ　吹田市産業振興条例及び地域における商業の活性化に関する要項を遵守すること。

サ　（仮称）ニトリ江坂店新築工事に係る環境影響評価提案書に関する意見等に対する吹田市の回答内容を確実に履行すること。

シ　吹田市景観まちづくり条例及び吹田市屋外広告物条例に基づく手続を行うとともに、吹田市屋外広告物ガイドライン及び吹田市景観デザインマニュアル等を踏まえた事業計画とすること。

ス　はり紙、のぼり旗等の常設でない広告物については掲示期間を限定し、その数量及びデザイン等について景観に配慮したものとすること。

セ　吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を踏まえた事業計画とすること。

ソ　省エネルギー及び省資源の観点から、環境に配慮した製品を採用すること。

タ　地球温暖化対策として、エネルギー消費量及び二酸化炭素排出量の削減に努めること。

チ　ヒートアイランド対策として、建物の屋根面及び壁面並びに地表面の高温化を抑制する取組を行うこと。

(2)　吹田市の区域内に居住する者等の意見の概要

ア　店舗東側出入口は祝橋西交差点に近接していることから、出庫車両の滞留や歩道上での待機を防止し、交通誘導員の配置等により、交通の円滑な処理及び歩行者等の安全確保に努めること。

イ　店舗東側出入口及び搬出入車両出入口が新御堂筋側道に接する通学路に面していることから、歩行者、自転車及び児童の安全確保のため、交通誘導員の配置等、適切な安全対策を講じること。

ウ　搬出入車両出入口について、隣接店舗利用者及び歩行者等との動線が交錯することが想定されるため、搬出入車両の出入庫時における安全対策を講じること。

エ　店舗北側出入口が住宅地内の市道に面していることから、来退店車両による周辺生活環境への影響及び交通安全に配慮し、交通誘導員の配置等、適切な対策を講じること。

オ　店舗出入口の運用及び安全対策について、地域住民に対し十分かつ丁寧な説明を行うこと。

カ　法第８条第２項に規定する事項以外の事項に係る意見

４　意見の縦覧の期間及び方法

(1)　期間

令和８年11月16日から同年12月16日まで

(2)　方法

ア　インターネットの利用による縦覧

大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou）

イ　書面による縦覧

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課